

平成 30 年度 第 5 回猿払村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 31 年 2 月 13 日 (水) 13 時 30 分から 14 時 30 分
2. 開催場所 猿払村役場 2 階 第 5 会議室
3. 出席委員 (8 人)

会長	10 番	円丁会長
委員	1 番	水野委員
	2 番	羽鳥委員
	5 番	大武委員
	6 番	仲野委員
	7 番	木村委員
	8 番	森 委員
	9 番	宮尾委員
4. 欠席委員 (2 人)

	3 番	早坂委員
	4 番	港 委員
5. 議事日程
 - 第 1 会期決定
 - 第 2 会議録署名委員の指名について
 - 第 3 事務報告
 - 第 4 議案第 1 号 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の報告等について
 - 第 5 議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について
 - 第 6 その他
6. 農業委員会事務局職員

農地係長	林 係 長
農 地 係	田村主事補

7. 会議の概要

円 丁 会 長 ただいまの出席委員数は8人です。定足数に達しておりますので平成30年度第5回総会を開会致します。

 日程に入る前に一言、ご挨拶を申し上げます。委員の皆様それぞれお忙しい中、お集まり頂きありがとうございます。平成31年に入って初めての総会という事で、今年も皆様よろしくお願ひします。日本列島上空に、非常に強い寒気が流れてきてるようで、寒い日が続いています。道内各地で氷点下30度を超えてる地域も出ていると、ニュースでやってました。体調管理は万全にして頂いて、この寒い冬を耐えきっていただければと思います。本日も数件の案件がありますので慎重審議のほどお願ひします。

 日程第1、会期の決定について。会期は本日1日限りと致しますがこれに、ご異議ありませんか。

一 同 (異議なしの声)

円 丁 会 長 異議なしと認めます。よって会期は本日1日限りと致します。

 日程第2、会議録署名委員の指名を行います。

 会議録署名委員は、会議規則第36条の規定により、5番、大武和廣君、6番、仲野信之君を指名致します。

 日程第3、事務報告、内容について事務局より報告します。

林 係 長 日程第3、事務報告。平成30年11月16日から平成31年2月12日までの内容です。11月16日、第4回猿払村農業委員会総会を行ってます。委員さん9名、事務局4名の出席となっております。11月20日、宗谷農村パートナー対策協議会役員・運営委員合同会議が浜頓別町で開催され、円丁会長、小林局長が出席しております。内容につきましては、10月20日に開催された宗谷酪農青年との交流会の経過報告と、今後の花嫁対策事業の在り方、婚活事業に携わる職員向け研修会の検討が行われてきたところです。12月12日、平成30年度市町村農業者年金協議会代議員等研修会が稚内市で開催され、委員さん3名、円丁会長、宮尾委員、早坂委員。事務局から林、田村主事補2名で出席して参りました。内容につきましては、道内の農業者年金の加入状況、近年の付利状況や運用状況などといった情勢の報告や、年金受給にあたっての留意点等の説明がありました。特に経営移譲年金を受けるには、65歳に達する前に農地や法人の構成員の資格を手放さなければならない事から、加入者への周知が必要との事であります。現に

これら手続きをしてなかった為に受給を断念するケースもあったとの事です。1月28日から1月29日、全道農業者年金研究会が札幌市で開催され、早坂委員と、事務局から末永次長、林の2名が出席してきてございます。内容につきましては、札幌市東区に拠点を置く、あらい税理士事務所の〇〇〇〇所長より農業経営を継承する際の税制上の留意点と題し、法人化した場合の税金面でのメリット、デメリットとの比較を主とした講演を頂いた他、農業者年金基金の〇〇〇〇理事長より、農業者年金の最近の運用状況や農業者年金の安定性、他の年金と比較しての優位性の説明がありました。また、研究会が終わった後事務局2名に関しましては、今年度のグリーンツアーの企画の打ち合わせとして、企画の運営会社と札幌市内で打ち合わせを行ってきてございます。以上事務報告とさせていただきます。

円 丁 会 長 事務報告について、ご質問等ございますでしょうか。なければ議事に入ります。

日程第4、議案第1号、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等についてを議題と致します。

内容について事務局より説明します。

林 係 長 日程第4、議案第1号、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等について。下記のとおり、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告がありましたので、御審議願います。平成31年2月13日提出。猿払村農業委員会会長円丁辰夫。本日の総会に付議します法人は4件ございまして、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇の〇〇〇〇さんの4件です。回覧用のファイルを2冊ご用意してますので多少お時間頂きますが、両端から順に回覧して頂きますようお願いいたします。

(一同回覧中)

円 丁 会 長 ただいまの件について質疑を賜ります。質疑がなければ、本案を可決することにご異議ございませんか。

一 同 (異議なしの声)

円 丁 会 長 異議なしと認めます。よって、日程第4、議案第1号、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等について、を原案通り可決、決定いたします。

日程第5、議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題と致します。

内容について事務局より説明します。

林 係 長

日程第5、議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、下記の者に係る農用地利用集積計画の決定について御審議願います。平成31年2月13日提出。猿払村農業委員会会長円丁辰夫。本日は6件の案件がございます。まずは、1ページ目30利の3の内容につきましてですが、所在は芦野3592番8、地目は採草畑、面積は1,495㎡、貸借の形態は使用貸借、利用権の始期は平成31年2月26日から、終期は平成41年2月25日、譲渡し人は芦野の〇〇〇〇さん、譲受人は芦野の〇〇〇〇さんとなっております。内容につきましては、以前から使用貸借により権利が設定されていたものの再設定ということとなっております。次に、30利の4の内容ですが、所在は芦野4184番、地目は採草畑、面積は8,455㎡のうち5,200㎡、貸借の形態は使用貸借、利用権の始期は平成31年2月13日から、終期は平成41年2月12日、譲渡し人は芦野の〇〇〇〇さん、譲受人は芦野の〇〇〇〇さんとなっております。こちらも、以前から使用貸借により権利が設定されていたものの再設定ということとなっております。続きまして、30利の5の内容ですが、所在は鬼志別北町293番、地目は採草畑、面積は30,312㎡貸借の形態は使用貸借、利用権の始期は平成31年2月26日から、終期は平成32年2月26日、譲渡し人は浜鬼志別の〇〇〇〇さん、譲受人は知来別の〇〇〇〇さんとなっております。こちらも、以前から使用貸借により権利が設定されていたものの再設定ということとなっております。ページをおめくりいただきまして、続きまして30利の6につきましてですが、所在は浜鬼志別809番7、地目は採草畑、面積は24,948㎡、貸借の形態は使用貸借、利用権の始期は平成31年2月26日から、終期は平成32年2月26日、譲渡し人は浜鬼志別の〇〇〇〇さん、譲受人は知来別の〇〇〇〇さんとなっております。こちらも、以前から使用貸借により権利が設定されていたものの再設定ということとなっております。続きまして30利の7につきましてですが、所在は知来別2019番6から知来別2021番1までの3筆、地目はそれぞれ採草畑、面積は合計30,564㎡、貸借の形態は使用貸借、利用権の始期は平成31年2月26日から、終期は平成32年2月26日、譲渡し人は知来別の〇〇〇〇さん、譲受人は知来別の〇〇〇〇さんとなっております。こちらも、以前から使用貸借により権利が設定されていたものの再設定ということとなっております。最後に、30利の8につきましてですが、所在は浜鬼志別809番6、地目は採草畑、面積は24,984㎡、貸借の形態は使用貸借、利用権の始期は平成31年

2月26日から、終期は平成32年2月26日、譲渡し人は知来別の〇〇〇〇さん、譲受人は知来別の〇〇〇〇さんとなっております。こちらも、以前から使用貸借により権利が設定されていたものの再設定ということとなっております。付属資料の見出し議案第2号をおめくりいただきますと、基盤法第18条審査表と図面を添付してございます。基盤法で利用権の設定をする際の諸要件につきまして、この審査表に基づきまして、適否を判断することになります。審査表の後ろにそれぞれ、当該土地を色塗りした図面を添付してございます。議案の順番に添付してございますので、ご確認いただければと存じます。以上です。

円 丁 会 長 まずは、受付番「30利の3」から「30利の7」について、質疑等ございませんか。

森 委 員 〇〇〇〇さんと、〇〇〇〇さんのところ、貸借でずっとやっていけばいいんだろうけれども、何とかならないかな。

林 係 長 元々、この土地、村の土地だったそうで、それを〇〇〇〇さんが会社名義で買ったという経過があって、この図面の右側に位置するほ場が〇〇〇〇さんのほ場だと思うんですね。8, 455のうち5, 200なので、この部分を貸借してますね。

森 委 員 それを切るってなったらどうなる？

林 係 長 本人負担になるんですね。綺麗にするにはそれがベストかもしれないんですけど、ただ、それをやらずにしても例えば〇〇〇〇さんにしろ、〇〇〇〇〇さんにしろ、ずっと引き続きその部分だとわかっていれば期限を切らさず貸借していけば問題ないだろうと伺ってました。

森 委 員 わかりました。

円 丁 会 長 なければ、次に「30利の8」について質疑を賜りますが、本件は議事参与の制限に該当しますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、1番水野委員に退席を命じます。

(水野委員退席)

それでは、「30利の8」について、質疑等ございませんか。

木 村 委 員 これの使用期間、何で1年間なの？

林 係 長 前回の使用期間10年間設定されてたんです。今、このタイミングでまた10年設定をかけようと思ったんですけど、その他の農地も例えば〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんに集積かけている部分がちょうど32年2月26日で、きれるんですよ。これらの農地は32年度できれて、今回の農地は10年ってなったら複雑になってしまうので、終期を同じに合わせようという形を取らせて頂きました。来年また全部含めて、集積をかけます。

木 村 委 員 わかりました。

円 丁 会 長 質疑がなければ、水野委員に入場をお願いします。

(水野委員着席)

それでは、本案を可決することにご異議ございませんか。

一 同 (異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、日程第5、議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、を原案通り可決、決定いたします。

日程第6、その他。その他として、事務局から何かありますか。

林 係 長 事務局より事務連絡です。1枚者のこの資料「農業委員等の綱紀粛正について」という文書となっております。要点としましては、元農業委員さんが、農地転用の許可に便宜を図った見返りに現金を受け取り逮捕されたという事案、また、元農業委員さんと事務局の職員が、農地法違反の疑いありと知りながらも手続きを進め書類送検されたという事案が発生したということでございます。このようなことがないよう、委員さんと事務局一体となって、公正に職務を遂行して参りたいというところでございますので、よろしくお願ひします。それと、今後の予定ということでお知らせですが、2月20日に北海道農業会議の理事会がございまして、円丁会長は農業会議の監事でありまして、出席いただくこととなっております。また、3月19日には同じく北海道農業会議の総会と、会長事務局長特別研修会がありまして、円丁会長と小林事務局長出席予定となっております。以上です。

円 丁 会 長 委員の皆様方から何かございますでしょうか。

無ければ、これで第5回の農業委員会総会を終了いたします。本日は、ご苦勞様でした。

議長 円 丁 辰 夫 

会議録署名委員 大 武 和 広 

会議録署名委員 仲 野 信 之 